

# 大雪地区広域連合審査会委員に対する感謝状贈呈に関する規程

令和5年3月1日  
規程第1号

## (目的)

第1条 この規程は大雪地区広域連合において月例で行われる介護認定審査会及び、障害支援区分審査会委員に対し、永年の尽力と広域連合構成町における福祉政策への貢献に対して贈る感謝状の取り扱いについて定めることを目的とする。

## (贈呈対象者)

第2条 感謝状の贈呈対象者は下記のとおりとする。

- (1) 介護認定審査会の委員として10年以上在職した者
- (2) 障害支援区分審査会の委員として10年以上在職した者

2 前項の基準年数はその職を中断した場合であってもこれを通算して計算するものとする。

## (贈呈の日)

第3条 前条の贈呈については、委員の退任の月とする。

## 附 則

この規程は、令和5年3月1日から施行する。